

「南陽スカイパーク」フライトエリアルール

南陽スカイパークは、南陽市立のスカイスポーツ施設で南陽市スカイレジャー振興協議会が指定管理者として管理・運営しています。当エリアでフライトされる場合は、以下の事項を厳守して下さい。

1、南陽スカイパーク施設利用許可申請

当エリアを利用する際には、南陽スカイパーク施設利用許可申請書に利用料を添えてお申込み下さい。利用料は以下の通りです。

- ・年間利用料1年間（4月1日から翌年3月31日）18,000円
- ・ビジター利用料1日（受付日限り）3,000円

但し、スクール等の団体でのツアーフライトは、引率教員又は代表者が代表して申請できます。

2、入・下山チェック

フライトの前に指定の入・下山ノートに緊急連絡先、フライヤー登録の有効期限などの必要事項を記入して下さい。

その日のフライトが終わったら、必ず入・下山ノートに下山時刻を記入して下さい。下山のチェックがない場合は、捜索が行われることとなります。

3、フライトの規制

- ①単独、無断フライトは禁止します。
- ②トップランディングは原則禁止します。(クロスカントリー証所持者及びスクールの管理下における練習時又は緊急の場合は除く)
- ③エリア内道路でのセットアップ、ブレークダウンは禁止します。
- ④安全なヘルメットを装着してください。
- ⑤メーカー指定どおりにリパックされた緊急パラシュートを装着して下さい。
- ⑥デジタル簡易無線機を常に応答できる状態で装着して下さい。
- ⑦機材一式の装着と動作確認を確実にを行い、さらにクロスチェックしてからフライトして下さい。
- ⑧以下の気象状況では、フライトを禁止します。
 - ・ハンググライダーは10m/s、パラグライダーは6m/sの風が吹いている場合。
 - ・テイクオフが追い風の場合。
 - ・積乱雲や寒冷前線等の接近が予想される場合。
 - ・雲中飛行が予想される場合。
 - ・降雨・降雪がある時、又は予想される場合。
 - ・その他、気象状況、フライヤーの技量等により、フライトを禁止する場合があります。

4、ランディング

民家、果樹園、電線、道路付近へのランディングは絶対に行わないで下さい。農作物等に被害を与えた場合は直ちに管理者に報告し、その指示に従って本人の責任に於いて速やかに処理を行ってください。

5、クロスカントリーフライト

エリア外への飛行については、事前に飛行計画書を管理者に提出し許可を受けたいうで航空法と別途定める制限空域を順守した飛行をしてください。

また着陸後は管理者に帰着申告を行ってください。

6、その他

- ①その他のフライトルールについては、航空法と電波法を厳守して下さい。
- ②車両を利用する際には通行に注意して下さい。また、駐車場は所定の場所を利用して下さい。
- ③フライトエリアをきれいに保つため、利用者は清掃等にご協力下さい。
- ④事故が生じた場合は事故報告書を必ず提出して下さい。
- ⑤テイクオフ、ランディングエリア内は禁煙とします。
- ⑥アウトランディングした際は被害の有無にかかわらず、必ず管理者に報告し指示に従って下さい。
- ⑦緊急時は管理者に従って下さい。
- ⑧エリア内センタリング方向の指定があります。(偶数日は右旋回、奇数には左旋回)

【南陽スカイパーク南陽市指定管理者】

南陽市スカイレジャー振興協議会

事務局 山形県南陽市柗塚 1970-4 ソアリングシステムパラグライダースクール内

TEL 0238-40-2149 メール info@soaringsystems.co.jp

フライト管理者 ・ソアリングシステムパラグライダースクール 0238-40-2149

・ノブエアファクトリー 0238-43-2927

2024年5月15日改定